

まちづくりニュース

～市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり～

平成13年8月15日
発行：太秦地下鉄駅周辺
まちづくり検討会

第6回まちづくり検討会が7月10日に開催され、第5回まちづくり検討会の検討内容と世話人会での経過を説明するとともに、以下の内容について報告又は議論されました。

検討内容

- | | | |
|----------------|---|------|
| 1 土地利用計画案 | → | 提案事項 |
| 2 今後の検討会の進め方 | → | 確認事項 |
| 3 住民アンケートの概要報告 | → | 報告事項 |

土地利用計画を提案(提案事項)

前回の検討会では主に、「駅前広場の位置」、「地区内幹線道路の計画位置」が確認されました。今回はその確認事項を受けて、地区内の土地利用計画案が提案されました。土地利用計画案は住民の方々の意向によって変更もあるため、「たたき台」として2つの案を提案しました。今後は住民の方々の意向に沿って、土地利用計画の検討を進めていきます。

案1 低層住宅ゾーンを主に北側に設置

<ねらい>

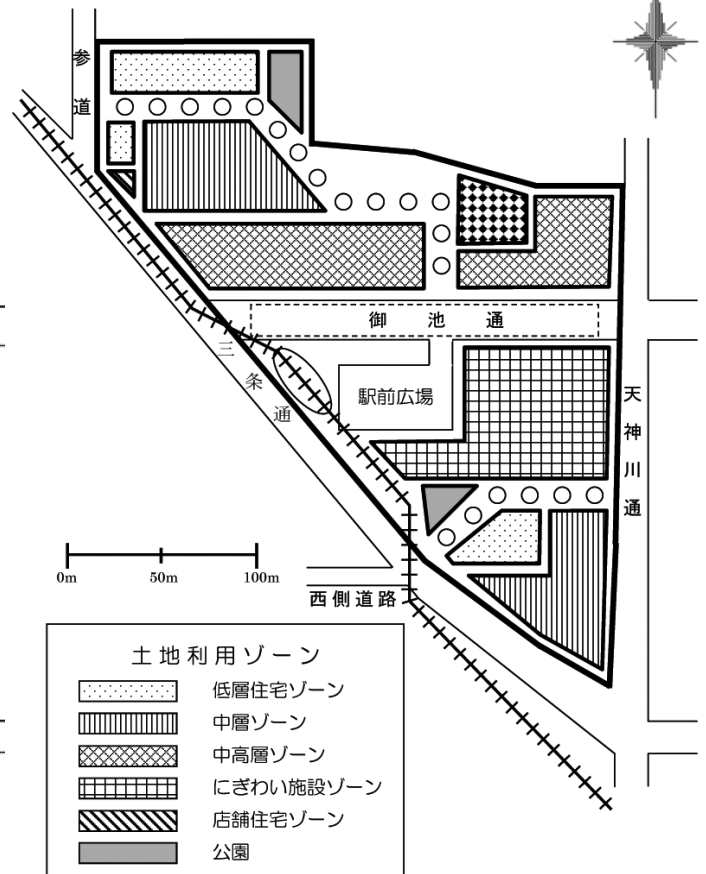
- ◇ 住宅街としての「まとまり」をつくるとともに、公園を集約して広さを確保する。



案2 低層住宅ゾーンを南北に分ける

<ねらい>

- ◇ 移転先の選択肢を増やす。



土地利用ゾーンの特徴

低層住宅ゾーンが検討対象地区の北部、南部に提案されていますが、その特徴は以下のようになっています。

《北部低層住宅ゾーンの特徴》

<位置的特性>

- ◇ 御池通の喧騒から離れている。
- ◇ 地域外の既存住宅地に連担する。
- ◇ 工場焼却炉に近い。

<環境づくり>

- ◇ 工場焼却炉との環境緩衝帯として、ゾーンの東側に公園を配置する。
- ◇ 日照条件を確保するため、南側に地区内幹線道路と中層ゾーンを配置する。

《南部低層住宅ゾーンの特徴》

<位置的特性>

- ◇ にぎわい施設に近い。
- ◇ 工場焼却炉から遠い。

<環境づくり>

- ◇ 住民の憩いの空間として、地区内幹線道路の北側に公園を配置する。

検討会で出された主な意見

地区内幹線道路、駅前広場の計画位置が確認され、その計画案に沿った土地利用計画が提案されました。そして、当面、住民部会での検討及び関係機関協議を行うこととなりますが、それらについて以下のような議論がされました。

※ 土地利用計画案がたたき台として位置付けられていることは理解できるが、住民は決定案として理解してしまわないか？

※ 決定案との誤解を生じないために、まちづくり検討会として2案を提案し、その案をもとに地区内の住民の方々との協議を進めることとなりました。また、住民部会を通じて、十分説明をしていきます。

※ 関係機関協議の中で計画が決まることはないか？

※ これまでまちづくり検討会で検討してきた案にもとづいて、協議を進めていきます。この協議で変更が生じた場合は、再度、まちづくり検討会で検討することになります。

Q&Aコーナーその1

検討会で寄せられた皆様のご意見を紹介するとともに、検討会としての考え方をお答えしていくコーナーです。

Q 4 まちづくりの方向性が定まってきたが、今後、さらに良い案が提案された場合、これまでの確認事項の変更は可能か？

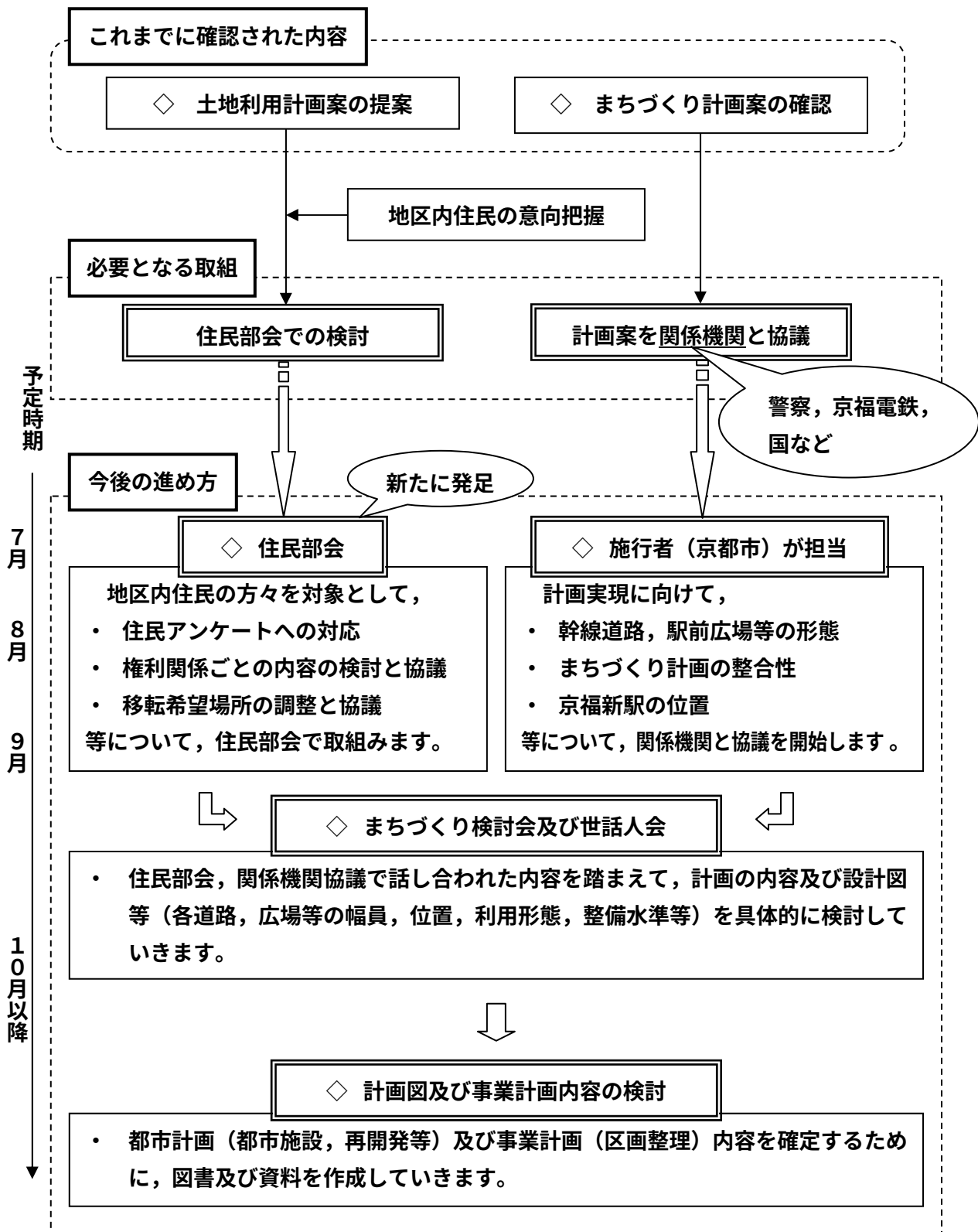
<お答え>

これまでの検討会で確認された事項は様々な角度から検討した結果、現段階で最も良い案として提案され、確認されてきたものです。今後、これまでに確認された事項よりもさらに良い案が提案された場合は、その案を検討会に諮り、まちづくりの方向性を再検討することとなります。また、関係機関協議の中でも良い案が出されることもあります。その案について、検討会の確認を得られた場合、これまでの確認事項を変更することになります。

今後の検討会の進め方を確認(確認事項)

まちづくり検討会では、これまでに駅前広場，地区内幹線道路等を確認し，まちづくりの方向を固めてきました。今後は，その方向に沿って土地利用計画を策定することとなりますが，そのためには関係機関との協議や，地区内住民の方々の意向を把握し，その意見，要望等を反映していくことが必要となります。

そこで，まちづくり検討会での検討内容をより具体化するため，以下のように取組んでいくことが確認されました。



住民アンケート調査の概要報告(報告事項)

検討対象地区内の方々を対象に、京都市が土地及び建物の利用状況並びに当事業についての質問や意見をお聞きし、今後の事業の進め方の参考とするために、5月中旬にアンケートを実施しました。(回収率は98%)

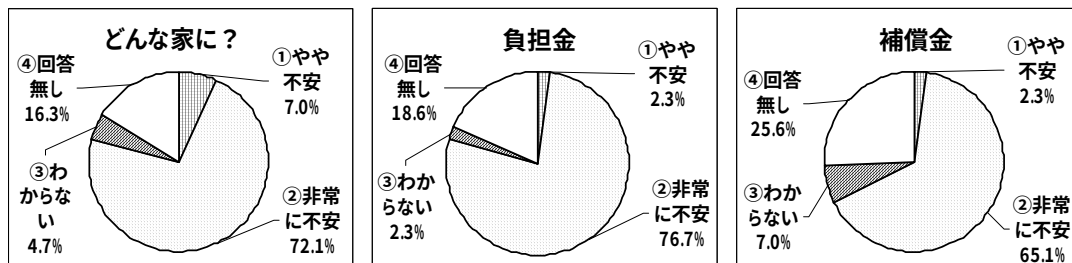
このアンケートでは以下の3点を主な内容として実施されました。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1) 土地、建物の権利、使用関係 | → 整備方策を検討する基礎的な資料とするため |
| 2) 再整備に関して | → どのような点に不安をお持ちかを把握するため |
| 3) 質問、意見 | → 自由な質問・意見をお聞きするため |

<アンケート結果(抜粋)>

アンケートの中でも、特に関心が高いと思われる再整備に関する項目についての集計結果は以下のとおりです。

◆ 再整備に関して(主な項目)



◎移転、移設に伴う補償、換地等、各権利者に直接関わる事項の不安が大きい。



※ まちづくりを進めていくにあたり、地区内住民の方々と具体的な協議を行い、不安を取り除いていくことが求められています。また、土地利用計画を策定する上でも、地区内住民の方々の意向を把握して対応することが求められています。

Q&Aコーナーその2

Q5 まちづくりの整備手法として、土地区画整理事業と市街地再開発事業の合併施行を用いることが確認されたが、なぜこの手法を用いることとなったのか?

<お答え>

まちづくりの手法として、単独で道路拡幅する事業(街路事業)では、地区外に転出することになり、区画整理だけで整備する事業では地区内に移転することになります。

今回の合併施行では、①地区内に移転、②再開発ビルに入居、③地区外に移転、の3つの中から選択できることになります。当地区内での住民要望に応えるためには、合併施行が適当との考えからまちづくり検討会に提案し、確認されたものです。

まちづくりについてのご意見をお寄せください

連絡先(事務局): 京都市建設局都市整備部区画整理課
住所: 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-3511

<京都市の都市整備ホームページ>

メールアドレス: hitoymst@city.kyoto.jp

URL: <http://www.city.kyoto.jp/kensetu/toshiseibi/index.htm>